

工事標準仕様書（農地関係） 新旧対照表

改正後	現 行	備考
工事標準仕様書 （農 地 関 係） 昭和43年9月（初版） 昭和60年10月（第2回改訂） 平成5年10月（第3回改訂） 平成9年7月（第4回改訂） 平成12年4月（第5回改訂） 平成15年10月（第6回改訂） 平成21年4月（全面改訂） 平成23年4月（第7回改訂） 平成23年7月（第8回改正） 平成26年2月（第9回改正） 平成26年4月（第10回改正） 平成27年4月（第11回改正） 平成29年4月（第12回改正） 平成30年4月（第13回改正） 平成30年5月（第14回改正） 平成31年4月（第15回改正） 令和2年4月（第16回改正） 令和2年10月（第17回改正） 令和3年1月（第18回改正） 令和3年4月（第19回改正） 令和4年4月（第20回改正） 令和5年4月（第21回改正） 令和6年4月（第22回改正） 令和7年8月（第23回改正）	工事標準仕様書 （農 地 関 係） 昭和43年9月（初版） 昭和60年10月（第2回改訂） 平成5年10月（第3回改訂） 平成9年7月（第4回改訂） 平成12年4月（第5回改訂） 平成15年10月（第6回改訂） 平成21年4月（全面改訂） 平成23年4月（第7回改訂） 平成23年7月（第8回改正） 平成26年2月（第9回改正） 平成26年4月（第10回改正） 平成27年4月（第11回改正） 平成29年4月（第12回改正） 平成30年4月（第13回改正） 平成30年5月（第14回改正） 平成31年4月（第15回改正） 令和2年4月（第16回改正） 令和2年10月（第17回改正） 令和3年1月（第18回改正） 令和3年4月（第19回改正） 令和4年4月（第20回改正） 令和5年4月（第21回改正） 令和6年4月（第22回改正）	改正による変更

改正後	現 行	備考
<p><工事標準仕様書の適用></p> <p>一般土木工事以外の工事については、原則として下記の仕様書等を準用するものとし、その適用に当たり、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局整備部設計課 R7.3)</p> <p>(2) 農業集落排水施設施工指針 (農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 令和2年度改訂版)</p> <p>(3) 公共建築工事標準仕様書(令和7年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)</p>	<p><工事標準仕様書の適用></p> <p>一般土木工事以外の工事については、原則として下記の仕様書等を準用するものとし、その適用に当たり、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(1) 施設機械工事等共通仕様書 (農林水産省農村振興局整備部設計課 R5.3)</p> <p>(2) 農業集落排水施設施工指針 (農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会 令和2年度改訂版)</p> <p>(3) 公共建築工事標準仕様書(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)</p>	改正による変更
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1～5 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>6 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。なお、S I 単位と非 S I 単位とが併記されている場合、()内を非 S I 単位とする。</p> <p>7 本標準仕様書に用いている J I S 規格や各種協会規格については、これら規格が改正された場合は、改正後の基準を適用するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 請負者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約約款第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</p> <p>7 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。なお、S I 単位と非 S I 単位とが併記されている場合、()内を非 S I 単位とする。</p> <p>8 本標準仕様書に用いている J I S 規格や各種協会規格については、これら規格が改正された場合は、改正後の基準を適用するものとする。</p>	農水省(R7.4改正)との整合 建設局(R7.4改正)との整合

改正後	現 行	備考
<p>1-1-26 工事完了検査</p> <p>1 [略]</p> <p>2 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を報告するものとする。</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>1-1-26 工事完了検査</p> <p>1 [略]</p> <p>2 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>3～7 [略]</p>	
<p>1-1-27 出来形検査（既済部分検査）</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 発注者は、出来形検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を報告するものとする。</p> <p>7 [略]</p>	<p>1-1-27 出来形検査（既済部分検査）</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 発注者は、出来形検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>7 [略]</p>	
<p>1-1-28 中間検査</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に報告するものとする。</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>1-1-28 中間検査</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。</p> <p>3～4 [略]</p>	

改正後	現 行	備考
<p>1-1-9 現場代理人及び監理技術者等</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第 3 条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一農林水産事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で工事現場間を直線で結んだ距離が 10 km 程度以内である場合は、この限りでない。なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後 5 日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。監理技術者について建設業法施行令第 28 条及び第 29 条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後 5 日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 請負者は、現場代理人について、発注者が契約約款第 1 1 条第 3 項の規定により他工事との兼務を認めた場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後 5 日以内に、また、既発注工事については、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、常駐・兼務の運用については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」（愛知県農林基盤局長通知 最終改正：令和 7 年 7 月 29 日付け 7 農総第 56 号）によるものとする。なお、請負者は、「運用の 3」により現場代理人を兼務させる場合には、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>1-1-9 現場代理人及び監理技術者等</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第 3 条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一農林水産事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で工事現場間を直線で結んだ距離が 10 km 程度以内である場合は、この限りでない。なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後 5 日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。監理技術者について建設業法施行令第 28 条及び第 29 条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後 5 日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 請負者は、現場代理人について、発注者が契約約款第 1 1 条第 3 項の規定により他工事との兼務を認めた場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後 5 日以内に、また、既発注工事については、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、常駐・兼務の運用については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」（愛知県農林基盤局長通知 令和 4 年 12 月 28 日付け 4 農総第 256 号）によるものとする。なお、請負者は、「運用の 3」により現場代理人を兼務させる場合には、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>建設局 (R7. 4 改正) との整合</p> <p>建設局 (R7. 4 改正) との整合</p>
<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 請負者は、法令に基づき、工事現場において再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 請負者は、法令に基づき、再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>農水省 (R7. 4 改正) との整合 建設局 (R7. 4 改正) との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>1-1-35 工事中の安全管理</p> <p>1 請負者は、最新の下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>(1) 土木工事等施工技術安全指針 (21 農振第 2371 号平成 22 年 3 月 31 日付け農林水産省農村振興局整備部長名)</p> <p>(2) 港湾工事安全施工指針 ((社)日本埋立浚渫協会)、</p> <p>(3) 潜水作業安全施工指針 ((社)日本潜水協会)</p> <p>(4) 作業船団安全運航指針 ((社)日本海上起重技術協会)</p> <p>2～27 [略]</p>	<p>1-1-35 工事中の安全管理</p> <p>1 請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>(1) 土木工事等施工技術安全指針 (21 農振第 2371 号平成 22 年 3 月 31 日付け農林水産省農村振興局整備部長名)</p> <p>(2) 港湾工事安全施工指針 ((社)日本埋立浚渫協会)、</p> <p>(3) 潜水作業安全施工指針 ((社)日本潜水協会)</p> <p>(4) 作業船団安全運航指針 ((社)日本海上起重技術協会)</p> <p>2～27 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>1-1-39 環境配慮対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は、本章「1-1-43 官公庁等への手続き等」第 7 項及び第 8 項の規定により対応しなければならない。</p> <p>3～11 [略]</p>	<p>1-1-39 環境配慮対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は、本章「1-1-43 官公庁等への手続き等」第 7 項及び第 8 項の規定により対応しなければならない。</p> <p>3～11 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>1-1-42 諸法令の遵守</p> <p>1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用又は運用は、請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1)～(87) [略]</p> <p>(88) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)</p> <p>(89) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>1-1-42 諸法令の遵守</p> <p>1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用又は運用は、請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1)～(87) [略]</p> <p>(88) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)</p> <p>(89) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>1-1-48 不可抗力による損害</p> <p>1 [略]</p> <p>2 契約約款第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とし、各基準値は近傍の公的機関の観測値とする。</p> <p>1) 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm 以上</p> <p>2) 1 時間雨量 (任意の 60 分間における雨量をいう。)が 20 mm 以上</p> <p>3) 連続雨量 (任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150 mm 以上</p>	<p>1-1-48 不可抗力による損害</p> <p>1 [略]</p> <p>2 契約約款第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>[新設]</p> <p>(1) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とし、各基準値は近傍の公的機関の観測値とする。</p> <p>1) 24 時間雨量 (任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm 以上</p> <p>2) 1 時間雨量 (任意の 60 分間における雨量をいう。)が 20 mm 以上</p> <p>[新設]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>4) その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3 [略]</p>	<p>3) その他設計図書で定めた基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(4) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 <u>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては</u>、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3 [略]</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書((公社)土木学会)によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>(2) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材))</p> <p>(3) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材))</p> <p>(4) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材))</p> <p>(5) J I S A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材))</p> <p>(6) J I S A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材(石灰ガス化スラグ骨材))</p> <p>(7) J I S A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>(8) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>(9) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書 JA (レディミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2~3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2章 材 料</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書((公社)土木学会)によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</p> <p>(2) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材))</p> <p>(3) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材))</p> <p>(4) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材))</p> <p>(5) J I S A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材))</p> <p>(6) J I S A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材(石灰ガス化スラグ骨材))</p> <p>(7) J I S A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)</p> <p>(8) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>(9) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書 A (レディミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2~3 [略]</p>	<p>農水省(R7.4改正)との整合</p> <p>建設局(R7.4改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>第5節 鋼 材</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(9) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 DI～4, 5</p> <p>(10) J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF</p> <p>(11) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD</p> <p>(12) J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF</p> <p>(13) J D P A G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(14) J D P A G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(15) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>5 [略]</p>	<p>第5節 鋼 材</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)</u></p> <p>(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 DI～4, 5</p> <p>(11) J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 DF</p> <p>(12) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA～DD</p> <p>(13) J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D5、DPF</p> <p>(14) J D P A G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(15) J D P A G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(16) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>5 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2-9-1 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2-9-1 一般事項</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u></p> <p>(1) <u>J I S R 1201 (陶管)</u></p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>

改正後	現 行	備考																																								
<p style="text-align: center;">第3章 施工共通事項</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、次表の値以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-4</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>±1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>±1</td> </tr> <tr> <td>骨 材</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td>混 和 材</td> <td>±2 ※</td> </tr> <tr> <td>混 和 剤</td> <td>±3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は±1%とする。</p> <p>2 混和剤を溶かすのに用いた水、又は混和剤を薄めるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部とする。</p> <p>3 請負者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表3-4に示した許容差内である場合、体積で計量してもよい。なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	±1	セメント	±1	骨 材	±3	混 和 材	±2 ※	混 和 剤	±3	<p style="text-align: center;">第3章 施工共通事項</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの許容差は、次表の値以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-4</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>±1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>±1</td> </tr> <tr> <td>骨 材</td> <td>±3</td> </tr> <tr> <td>混 和 材</td> <td>±2 ※</td> </tr> <tr> <td>混 和 剤</td> <td>±3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は±1%</p> <p>2 混和剤を溶かすのに用いた水、又は混和剤を薄めるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部とする。</p> <p>3 請負者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表3-4に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p>	材料の種類	許容差 (%)	水	±1	セメント	±1	骨 材	±3	混 和 材	±2 ※	混 和 剤	±3	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>																
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																									
水	±1																																									
セメント	±1																																									
骨 材	±3																																									
混 和 材	±2 ※																																									
混 和 剤	±3																																									
材料の種類	許容差 (%)																																									
水	±1																																									
セメント	±1																																									
骨 材	±3																																									
混 和 材	±2 ※																																									
混 和 剤	±3																																									
<p>3-7-11 養生</p> <p>1 請負者は、コンクリートの打込み後、硬化に必要な温度及び湿度状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2 請負者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-5を目安とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-5 「コンクリート標準示方書[設計編]」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高炉セメント B 種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。 [削る]</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B 種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	<p>3-7-11 養生</p> <p>1 請負者は、コンクリートの打込み後、硬化に必要な温度及び湿度状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2 請負者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、<u>少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">表3-5 「コンクリート標準示方書[設計編]」</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高炉セメント B 種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。</p> <p>3 <u>中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-5に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</u></p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B 種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B 種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																					
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																					
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B 種	早強ポルトランドセメント																																							
15℃以上	5日	7日	3日																																							
10℃以上	7日	9日	4日																																							
5℃以上	9日	12日	5日																																							

改正後	現 行	備考																																																				
<p>第 10 節 特殊コンクリート</p> <p>3-10-1 暑中コンクリート</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 コンクリート打込み</p> <p>(1) 請負者は、コンクリートを打込む前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分を、十分湿潤状態に保たなければならない。また、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な処置を施さなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、コンクリートの温度について、打込み時の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。</p> <p>(3) 請負者は、練り混ぜたコンクリートを 1.5 時間以内に打込まなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、コンクリートの打込みに当たり、コールドジョイントが発生しないよう迅速に行わなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第 10 節 特殊コンクリート</p> <p>3-10-1 暑中コンクリート</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 コンクリート打込み</p> <p>(1) 請負者は、コンクリートを打込む前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分を、十分湿潤状態に保たなければならない。また、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な処置を施さなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、コンクリートの温度を、打込み時の 35℃以下に保たなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、練り混ぜたコンクリートを 1.5 時間以内に打込まなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、コンクリートの打込みに当たり、コールドジョイントが発生しないよう迅速に行わなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>農水省 (R7. 4 改正) との整合 建設局 (R7. 4 改正) との整合</p>																																																				
<p>3-10-2 寒中コンクリート</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 養生</p> <p>(1) 請負者は、打込み後の初期に凍結しないように、風等から十分にコンクリートを保護しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが乾燥したり、局部的に熱せられたりしないように注意しなければならない。請負者は、保温養生又は給熱養生を終わった後、コンクリートの温度を急激に低下させてはならない。</p> <p>(4) 請負者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。また、養生期間について、特に監督員が指示した場合のほかは、次表の値以上とする。なお、養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリートの温度を 0℃以上に保たなければならない。</p> <p>表 3-7</p> <table border="1" data-bbox="257 1141 795 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>高炉セメント B 種</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p> <p>(5) 請負者は、コンクリートの養生にあたり予想される荷量に対して、十分な強度が得られるまで養生しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	高炉セメント B 種	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	① 厳しい気象条件	5℃	9日	12日	5日	10℃	7日	9日	4日	② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	5日	3日	10℃	3日	4日	2日	<p>3-10-2 寒中コンクリート</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 養生</p> <p>(1) 請負者は、打込み後の初期に凍結しないように、風等から十分にコンクリートを保護しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが乾燥したり、局部的に熱せられたりしないように注意しなければならない。請負者は、保温養生又は給熱養生を終わった後、コンクリートの温度を急激に低下させてはならない。</p> <p>(4) 請負者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。また、養生期間について、特に監督員が指示した場合のほかは、次表の値以上とする。なお、養生期間の後、さらに 2 日間はコンクリートの温度を 0℃以上に保たなければならない。</p> <p>表 3-7</p> <table border="1" data-bbox="1120 1141 1680 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面 構造物の露出状態</th> <th rowspan="2">セメントの種類 養生温度</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>高炉セメント B 種</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 普通の露出状態にあり①に属さない部分</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p> <p>(5) 請負者は、コンクリートの養生にあたり予想される荷量に対して、十分な強度が得られるまで養生しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	断面 構造物の露出状態	セメントの種類 養生温度	普通の場合			普通ポルトランド	高炉セメント B 種	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	12日	5日	10℃	7日	9日	4日	② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4日	5日	3日	10℃	3日	4日	2日	<p>農水省 (R7. 4 改正) との整合 建設局 (R7. 4 改正) との整合</p>
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランド	高炉セメント B 種		早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤																																																		
① 厳しい気象条件	5℃	9日	12日	5日																																																		
	10℃	7日	9日	4日																																																		
② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	5日	3日																																																		
	10℃	3日	4日	2日																																																		
断面 構造物の露出状態	セメントの種類 養生温度	普通の場合																																																				
		普通ポルトランド	高炉セメント B 種	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤																																																		
① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	12日	5日																																																		
	10℃	7日	9日	4日																																																		
② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4日	5日	3日																																																		
	10℃	3日	4日	2日																																																		

改正後	現 行	備考
<p>3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1 請負者は、海水の作用を受けるコンクリートの打込み、締固め、養生等について施工計画書に記載し、特に注意して施工しなければならない。</p> <p>2 請負者は、本章3-7-12 継目の規定によるものとする。なお、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。また、これ以外の場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1 請負者は、海水の作用を受けるコンクリートの打込み、締固め、養生等について施工計画書に記載し、特に注意して施工しなければならない。</p> <p>2 請負者は、本章3-7-12 継目の規定によるものとする。なお、設計図書に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。また、これ以外の場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>第11節 一般舗装工</p> <p>3-11-2 舗装準備工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第11節 一般舗装工</p> <p>3-11-2 舗装準備工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>3-11-3 アスファルト舗装工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。</p> <p>(1) 使用する骨材の品質、種類並びに最大粒径は、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 使用するセメント及び石灰の種類は、設計図書によるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>(4)～(18) [略]</p> <p>4～5 [略]</p>	<p>3-11-3 アスファルト舗装工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。</p> <p>(1) 使用する骨材の品質、種類並びに最大粒径は、設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 使用するセメント及び石灰の種類は、設計図書によるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に、貯蔵しなければならない。</p> <p>(4)～(18) [略]</p> <p>4～5 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合 建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>3-11-4 コンクリート舗装工</p> <p>1 請負者は、工事着手前に、路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p>2 請負者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3-11-4 コンクリート舗装工</p> <p>1 請負者は、工事着手前に、路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p>2 請負者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>第13節 地盤改良工</p> <p>3-13-5 締固め改良工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>第13節 地盤改良工</p> <p>3-13-5 締固め改良工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>3-13-6 固結工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に連絡しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 請負者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督員に連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>5～9 [略]</p>	<p>3-13-6 固結工</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に報告しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 請負者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>5～9 [略]</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>
<p>3-13-7 置換工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3-13-7 置換工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p>	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p style="text-align: center;">第 2 編 工事別編</p> <p style="text-align: center;">第12章 PC橋工事</p> <p>第 2 節 一般事項</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 輸送工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 2 編 工事別編</p> <p style="text-align: center;">第12章 PC橋工事</p> <p>第 2 節 一般事項</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 輸送工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に報告し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>農水省 (R7. 4 改正) との整合</p>
<p>12-3-2 横組工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>4 請負者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>1) グラウトに用いるセメントは J I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>2) 混和剤は、ノンフリージングタイプを使用するものとする。</p> <p>3) グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。</p> <p>4) グラウトの材令 28 日における圧縮強度は、30.0N/mm² 以上を標準とする。</p> <p>5) 体積変化率は、体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JSCF-F535) に準じて求める値が -0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。</p> <p>6) グラウトのブリーディング率は、24 時間後 0.0%とするものとする。</p> <p>7) グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の 0.08%以下とするものとする。</p> <p>8) グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和の適用性を検討するものとする。</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>12-3-2 横組工</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 請負者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に報告するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>4 請負者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>1) グラウトに用いるセメントは J I S R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>2) 混和剤は、ノンフリージングタイプを使用するものとする。</p> <p>3) グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。</p> <p>4) グラウトの材令 28 日における圧縮強度は、30.0N/mm² 以上を標準とする。</p> <p>5) 体積変化率は、体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JHS420-2004) に準じて求める値が -0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。</p> <p>6) グラウトのブリーディング率は、24 時間後 0.0%とするものとする。</p> <p>7) グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の 0.08%以下とするものとする。</p> <p>8) グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和の適用性を検討するものとする。</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>農水省 (R7. 4 改正) との整合</p>

改正後	現 行	備考																									
<p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。</p> <p>2 請負者は、基盤面に異常を発見したとき、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 請負者は、グースアスファルト混合物の舗設に当たり、プリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。</p> <p>4 請負者は、グースアスファルト混合物の混合はバッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練、運搬にはクッカを用いなければならない。</p> <p>5 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に当たり、舗装施工便覧の規定によらなければならない。</p> <p>6 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。</p> <p>(2) 接着剤の規格は表 12-2-1 及び 12-2-2 を満足するものでなければならない。</p> <p>表 12-2-1 [略]</p> <p>表 12-2-2 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>7～13 [略]</p>	<p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。</p> <p>2 請負者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>その処置方法について</u>監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 請負者は、グースアスファルト混合物の舗設に当たり、プリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。</p> <p>4 請負者は、グースアスファルト混合物の混合はバッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練、運搬にはクッカを用いなければならない。</p> <p>5 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に当たり、舗装施工便覧の規定によらなければならない。</p> <p>6 接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。</p> <p>(2) 接着剤の規格は表 12-2-1、12-2-2 及び 12-2-3 を満足するものでなければならない。</p> <p>表 12-2-1 [略]</p> <p>表 12-2-2 [略]</p> <p><u>表 12-2-3 シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）</u> <u>プライマーの品質</u></p> <table border="1" data-bbox="1037 874 1890 1206"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水密性</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1.2 ※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。</p> <p>※2 試験方法は、JIS K 6833-1.2、JIS K 6387-1.2などを参考に実施する。</p> <p>(注2) 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>7～13 [略]</p>	項目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1.2 ※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1	<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p> <p>建設局 (R7.4 改正) との整合</p>
項目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法																							
指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 ※1																							
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1.2 ※2																							
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1																							
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1																							

改正後	現 行	備考																																											
<h2 style="margin: 0;">第14章 頭首工工事</h2> <h3 style="margin: 0;">第9節 管理橋上部工</h3> <h4 style="margin: 0;">14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</h4> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p> <p>なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）における、JSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>[削る]</p>	<h2 style="margin: 0;">第14章 頭首工工事</h2> <h3 style="margin: 0;">第9節 管理橋上部工</h3> <h4 style="margin: 0;">14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</h4> <p>1 [略]</p> <p>2 請負者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、次表に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格(案)（コンクリート標準示方書・規準編（公社）土木学会）によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 14-1 樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>mPa·s</td> <td>1×10⁴～10×10⁴</td> <td>夏用 30±2℃</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2℃</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬化した接着剤</td> <td>比 重</td> <td>—</td> <td>1.1～1.7</td> <td rowspan="4">23±2℃</td> <td rowspan="4">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①可使時間は、練り混ぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。 ②だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ約1mm塗布された溶着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。 ③接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—	粘 度	mPa·s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	比 重	—	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上	接着強さ	N/mm ²	6.0以上			<p>農水省 (R7.4 改正) との整合</p>
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																									
未硬化の接着剤	外 観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	—																																								
	粘 度	mPa·s	1×10 ⁴ ～10×10 ⁴	夏用 30±2℃																																									
	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃																																									
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																										
硬化した接着剤	比 重	—	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間																																								
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																										
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																										
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																										
接着強さ	N/mm ²	6.0以上																																											
3～4 [略]	3～4 [略]																																												

改正後	現 行	備考
<p style="text-align: center;">第20章 推進工事</p> <p>20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 請負者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に連絡するとともに、事後の処理について協議しなければならない。</p> <p>11～12 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第20章 推進工事</p> <p>20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 請負者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に報告するとともに、事後の処理について協議しなければならない。</p> <p>11～12 [略]</p>	<p>農水省（R7.4 改正）との整合</p>